

小樽市耐震改修促進計画（素案）

平成20年12月

小 樽 市

【 目 次 】

第 1 計画の背景と目的	1
1 計画の背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画期間	2
第 2 小樽市の概況	3
1 位置及び面積	3
2 地勢	3
第 3 小樽市で想定される地震による被害状況	4
1 小樽市における地震発生概要	4
2 小樽市における地震の想定	4
3 被害の予測	6
第 4 住宅・建築物の耐震化の目標	7
1 住宅・建築物の耐震化の現状	7
2 地震発生時に通行を確保すべき道路に面する建築物の耐震化の現状	8
3 市有建築物の耐震化の現状	9
4 住宅・建築物の耐震化目標	10
5 市有建築物の耐震化目標	11
第 5 住宅・建築物の耐震化促進に向けた取組方針	12
1 耐震化に関する基本的な取組方針	12
2 耐震化促進に向けた各主体の役割	12
3 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策の方向	13
第 6 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策	14
1 安心して耐震診断・改修を行える環境整備	14
2 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発・知識の普及	15
第 7 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等について	17
1 耐震改修促進法に基づく指導等	17
2 建築基準法に基づく勧告等	18
3 所管行政庁との連携	18
第 8 計画の推進に関する事項	19
1 北海道及び関係団体との連携について	19
2 小樽市の計画推進体制について	19

第 1 計画の背景と目的

1 計画の背景

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、同年 10 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)が制定されました。しかし近年、日本各地で大規模地震が頻発しており、大地震が「いつ」「どこで」発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広まってきています。このようななか、平成 17 年 9 月の中央防災会議において「建築物の耐震化緊急対策方針」が決定され、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 27 年までに 9 割にするという目標が示されるとともに、この目標を達成するための計画的かつ効果的な耐震化の促進を目的として、各自治体による「耐震改修促進計画」の策定などを盛り込んだ耐震改修促進法の改正が平成 17 年 11 月に行われました。

表 1 - 1 耐震改修促進法等の動きと最近の主な地震

最近の主な地震	耐震改修促進法等の動き
H7.1.17 阪神・淡路大震災	H7.10.27 耐震改修促進法の公布
H16.10.23 新潟県中越地震	H17.2.25 住宅・建築物の地震防災推進会議の設置
H17.3.20 福岡県西方沖地震	H17.3.30 中央防災会議「地震防災戦略」決定 ・今後 10 年間で東海地震等の死者数及び経済被害を半減させることを目標 ・この目標を達成するために、住宅の耐震化率を現状の 75% から 9 割にすることが必要
H17.7.23 千葉県北西部地震	H17.6.10 住宅・建築物の地震防災推進会議による提言 「住宅・建築物の地震防災対策の推進のために」 ・住宅・特定建築物の耐震化率を現状の 75% から 9 割とすることを目標 ・耐震改修促進法等の制度の充実、強化 ・支援制度の拡充、強化 ・所有者等に対する普及、啓発 ・地震保険の活用推進 等
H17.8.16 宮城県沖の地震	H17.9.27 中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針」決定 ・建築物の耐震化について、社会全体の国家的な緊急課題として全国的に緊急かつ強力に実施 ・耐震改修促進法の見直しに直ちに取り組む ・学校、庁舎、病院等公共建築物等の耐震化の促進 等
	H17.10.28 特別国会において改正耐震改修促進法の成立
	H17.11.7 改正耐震改修促進法の公布
	H18.1.25 関係政省令、国の基本方針等の公布
	H18.1.26 改正耐震改修促進法の施行
H19.3.25 石川県能登半島地震	
H19.7.16 新潟県中越沖地震	
H20.6.14 岩手・宮城内陸地震	

2 計画の目的

小樽市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、大規模地震発生に備えて、市民が安全で安心した生活を送るために、住宅・建築物の計画的かつ効果的な耐震化を促進することにより、地震による人的被害及び経済的被害の軽減を図ることを目的とします。

3 計画の位置づけ

（１）根拠法

本計画は、耐震改修促進法第５条第７項の規定に基づき定めます。

（２）計画の位置づけ

本計画は、「耐震改修促進法」のほか「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成１８年国土交通省告示第１８４号）（以下「国の基本方針」という。）」や「北海道耐震改修促進計画」（平成１８年１２月策定）を踏まえるとともに、本市の上位計画や分野別計画との整合性を図りつつ定めます。

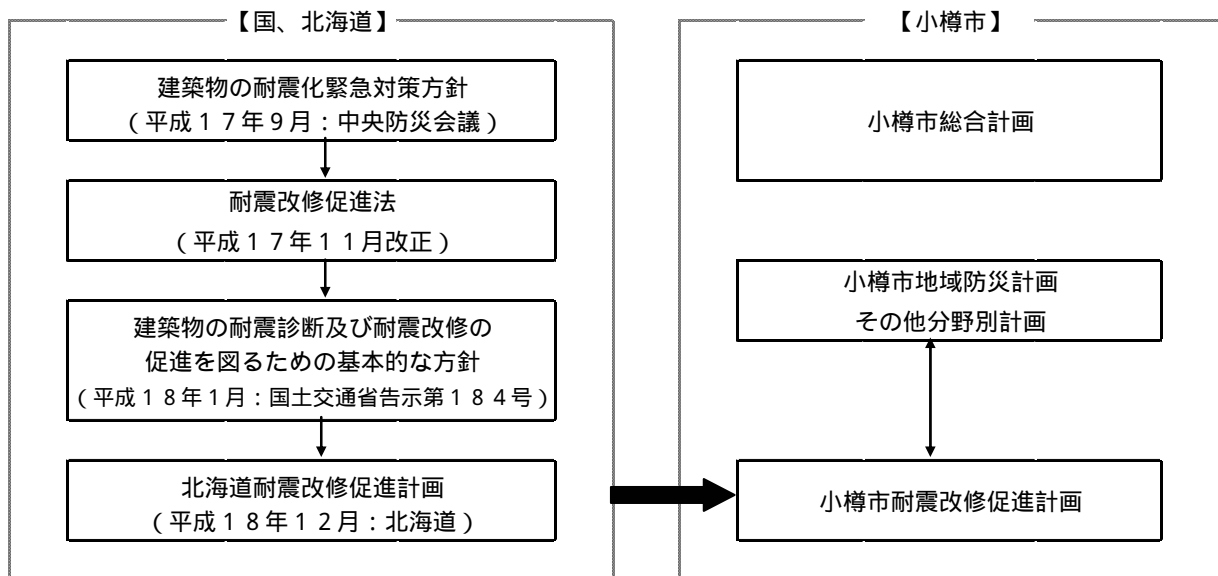


図1-1 小樽市耐震改修促進計画の位置づけ

4 計画期間

計画期間は、国の基本方針及び北海道耐震改修促進計画との整合を図り、平成21年度から平成27年度までの7年間とします。

なお、社会情勢が大きく変化するなど、本計画の見直しの必要性が高まった場合、適宜見直すこととします。

第2 小樽市の概況

1 位置及び面積

小樽市の位置及び面積は、以下のとおりとなっています。

表2 - 1 小樽市の位置及び面積

位 置		面 積	周 囲	海岸線	広 が り	
東 経	北 緯				東 西	南 北
140° 59' 40	43° 11' 27	243.30km ²	138.90km	68.62km	36.47km	20.39km

2 地勢

本市は、山系がそのまま海上に突出した地形を示し、平野部が少なく丘陵と山地が大部分を占めています。地質は、第三紀の火山岩類と堆積岩類、第三紀から第四紀の火山岩類（安山岩類）及び第四紀の段丘や氾らん原堆積物及び埋土から構成されています。本市に分布する火山岩類と堆積岩類は、局部的に風化変質作用を受け一般に上層部は軟らかです。

阪神・淡路大震災の原因となった活断層が北海道でも注目されておりますが、本市管内においては、いまのところ明瞭な活断層は確認されておられません。

また、地震によって地盤が一時的に液体のようになってしまい、建物を傾かせたり、沈ませたりする液状化災害のおきやすい地質は、海岸や河川の砂層の存在や埋立て地などです。したがって、本市管内では、大浜 - 銭函海岸（砂層）、朝里川流域（砂礫層）、勝納川流域（砂礫層）、蘭島海岸（砂層）及び小樽港（埋立て地）などが大地震の際には液状化のおそれのある地域といえます。

第3 小樽市で想定される地震による被害状況

1 小樽市における地震発生の概要

近年、小樽市に被害を及ぼした主な地震は、以下のとおりとなっています。

表3 - 1 小樽市に被害を及ぼした主な地震

発生年月日	震央	規模(M)	被害状況
平成5年7月12日	北海道 南西沖	7.8	「北海道南西沖地震」 ・22:17ころ発生 ・小樽市は震度5を記録、津波到達高は小樽港で0.8m ・住宅一部破損14棟 ・道路被害2カ所 ・港湾被害1カ所、商鉱業被害3件ほか被害総額54,647千円 (災害対策本部設置)
平成15年9月26日	襟裳岬 南東	8.0	「十勝沖地震」 ・04:50ころ発生 ・小樽は震度4を記録 ・市内約11,000世帯で停電 ・市民会館、蘭島下水終末処理場、市立小樽病院、 北山中学校、旧日本郵船株式会社小樽支店で軽微な被害 (災害対策連絡室設置)

2 小樽市における地震の想定

北海道耐震改修促進計画では、北海道地域防災計画地震防災計画編(平成14年3月)及び中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」で想定している8つの海溝型地震(図3 - 1)と地震調査研究推進本部で示す道内都市近郊に存在する8つの内陸断層(図3 - 2)により発生が予想される12の地震を北海道内で想定される地震としています。

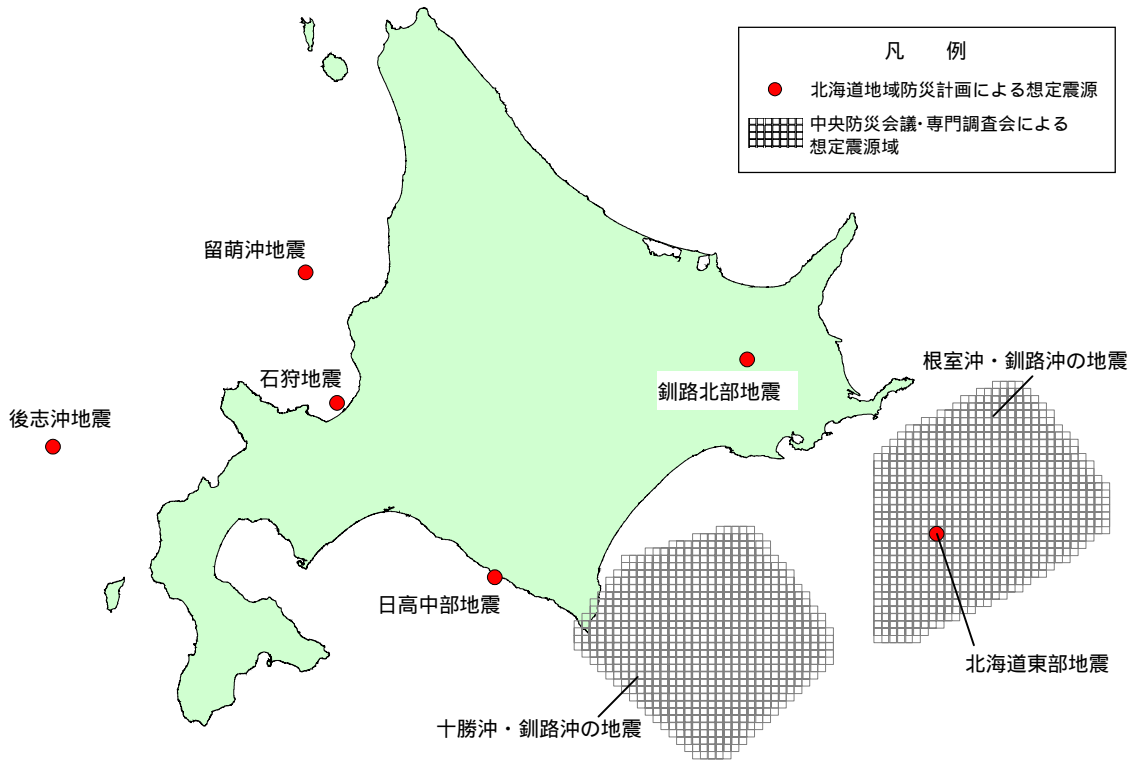


図 3 - 1 北海道、中央防災会議の想定地震の位置

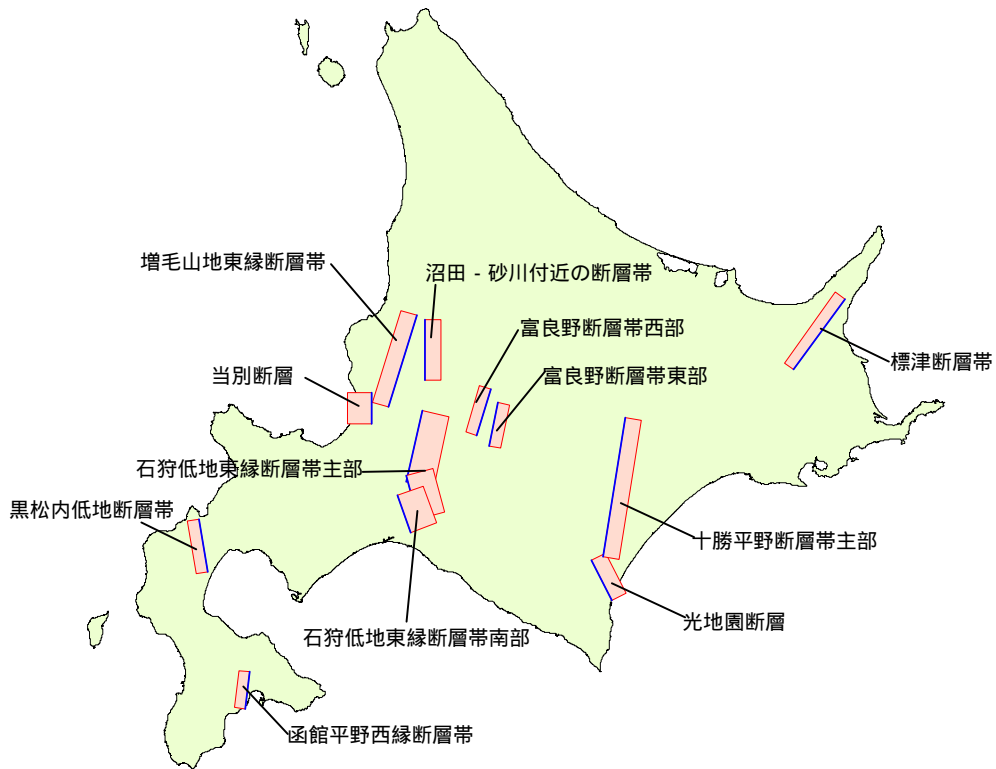


図 3 - 2 地震調査研究推進本部の想定地震の位置

これらの中で小樽市に大きな被害を及ぼす地震として、海溝型地震では「石狩地震」、内陸活断層では「増毛山地東縁断層帯」による想定をしています。

さらに、中央防災会議では活断層が地表で認められない地震を「全国どこでも起こりうる直下の地震」として位置づけ、過去の事例や防災上の観点からM6.9を上限として地震規模を想定していることから、この「全国どこでも起こりうる直下の地震」も小樽市に大きな被害を及ぼす地震のひとつとして想定します。

3 被害の予測

想定した3タイプの地震のうち、小樽市に最も大きな被害をもたらす地震は「全国どこでも起こりうる直下の地震（M6.9）」であり、市内には最大震度6強を示す地域があると予測されます。

また、同地震における市内の建築物被害については、全壊2,870棟、半壊10,455棟が予測され、その多くは昭和56年以前に建築された木造建築物となっています。

人的被害については、死者数29名、負傷者数1,904名（うち重傷者数136名）と予測されます。

表3-2 想定地震と被害の予測

地震のタイプ 地震属性	石狩地震	増毛山地東縁断層帯	全国どこでも起こりうる直下の地震
震源	石狩湾岸 (震源地を設定)	増毛(樺戸)山地の東縁に沿って 発達する延長約47kmの断層帯 (想定断層を設定)	市内の直下
地震規模	マグニチュード: 6.75	マグニチュード: 7.8	マグニチュード: 6.9
市内最大震度	6弱	6弱	6強
建築物(住家) 被害予測	全壊 (木造: 8棟) 8棟 (非木造: 0棟)	全壊 (木造: 731棟) 790棟 (非木造: 59棟)	全壊 (木造: 2,807棟) 2,870棟 (非木造: 63棟)
	半壊 (木造: 222棟) 230棟 (非木造: 8棟)	半壊 (木造: 180棟) 237棟 (非木造: 57棟)	半壊 (木造: 10,211棟) 10,455棟 (非木造: 244棟)
人的被害予測	死者数 0名	死者数 8名	死者数 29名
	負傷者数 36名	負傷者数 32名	負傷者数 1,904名
	うち重傷者数 4名	うち重傷者数 2名	うち重傷者数 136名

建築物被害の評価については、木造・非木造共に建築年代別に被害を評価することができる内閣府の経験的な手法を適用する。

死者数の評価については、全棟棟数と建築物倒壊による死者数の関係を用いた中央防災会議(2006年)の手法を適用する。

負傷者数及び重傷者数の評価については、阪神・淡路大震災における建築物被害率と負傷者率との関係及び負傷者に占める重傷者の割合(重傷者比率)を用いた大阪府の手法(1997年)を適用する。

第4 住宅・建築物の耐震化の目標

1 住宅・建築物の耐震化の現状

平成15年の住宅・土地統計調査に基づき、小樽市内の住宅については、総数約61,050戸のうち約39,500戸(約65%)の住宅が、昭和56年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合する耐震性を有していると推計されます。

また、耐震改修促進法第6条第1号に掲げる建築物のうち、民間施設で一定規模以上の学校、病院、社会福祉施設、店舗など(以下「多数の者が利用する建築物」という。)については、232棟のうち199棟の建築物が、耐震性を有しているものと推計されます。

表4-1 住宅の耐震化の現状推計

区分	総数	S57年以降の建築	S56年以前の建築		耐震性を有する住宅計	耐震化率
			耐震性を有する	耐震性が不十分		
木造住宅	46,450	22,500	23,950	2,850	21,100	54.6%
非木造住宅	14,600	10,600	4,000	3,550	450	96.9%
合計	61,050	33,100	27,950	6,400	21,550	64.7%

昭和56年以前に建築された住宅で耐震性を有する割合は、北海道の推計値によるものを使用。

表4-2 多数の者が利用する建築物(民間特定建築物)の耐震化の現状推計

区分	総数	S57年以降の建築	S56年以前の建築		耐震性を有する建築物計	耐震化率	
			耐震性を有する	耐震性が不十分			
市内全数	232	170	62	29	33	199	85.8%

昭和56年以前に建築された民間特定建築物で耐震性を有する割合は、国の推計値によるものを使用。

2 地震発生時に通行を確保すべき道路に面する建築物の耐震化の現状

(1) 地震時に通行を確保すべき道路の指定状況

耐震改修促進法第6条第3号では、地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物のうち、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するものの所有者に対して、道路閉塞を防止するため耐震診断と必要な耐震改修の実施責務を課しています。

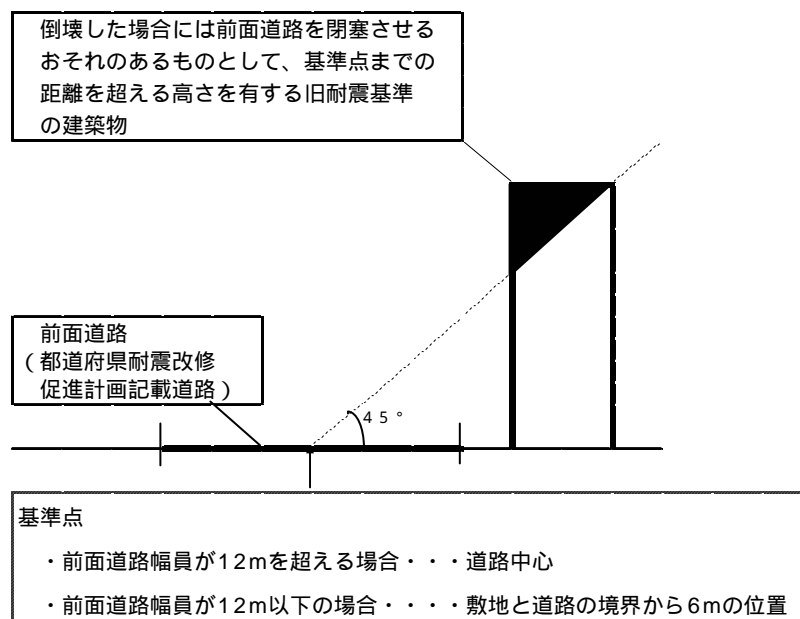


図4-1 地震時に通行を確保すべき道路と沿道建築物の関係

北海道耐震改修促進計画では、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（平成18年3月：北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）」において緊急輸送道路として位置づけられた道路を、耐震改修促進法第6条第3号の適用道路として指定しています。

表4-3 北海道耐震改修促進計画における耐震改修促進法第6条第3号適用道路の指定状況

道路区分	道路特性	小樽市内総延長
特に重要な地震時に通行を確保すべき道路	県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路	59.0km
地震時に通行を確保すべき道路	上記道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路	41.8km

(2) 地震時に通行を確保すべき道路と沿道建築物の現状

倒壊した場合に緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある高さを有する建築物は、市内には平成19年9月現在で101棟あり、このうち86棟が昭和56年以前に建築されたものとなっています。

表4 - 4 地震時に通行を確保すべき道路と沿道建築物の現状 (単位：棟)

道路区分	道路を閉塞させるおそれのある高さを有する建築物		
	総数	昭和57年以降	昭和56年以前
特に重要な地震時に通行を確保すべき道路	41	5	36
地震時に通行を確保すべき道路	60	10	50
合計	101	15	86

3 市有建築物の耐震化の現状

小樽市の所有する建築物のうち、耐震改修促進法第6条第1号に掲げる規模・用途に該当する多数の者が利用する建築物(以下、「特定公共建築物」という。)は、昭和57年以降に建設した建築物棟数64棟で、昭和56年以前に建設された建築物棟数93棟あり、そのうち28棟が耐震診断を実施しています。

また、耐震診断の結果、耐震性が確認された棟数並びに耐震改修の実施棟数の全体に占める割合(実数耐震化率)は約59%となっています。

表4 - 5 特定公共建築物の耐震化の現状

建物用途	対象棟数	S57年以降の建築	S56年以前の建物		耐震性を有する建築物計	耐震化率
			耐震性が確認された棟数	耐震改修実施棟数		
学校	58	18	40	0	18	31.0%
市営住宅	74	43	31	27	71	96.0%
一般公共施設	25	3	22	0	3	12.0%
合計	157	64	93	27	92	58.6%

4 住宅・建築物の耐震化目標

国の基本方針では、東海及び東南海・南海地震等による死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標のもと、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を、平成27年までに9割とする数値目標を示しています。

小樽市においても、この考え方をふまえて、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに9割にすることを目標とします。

平成27年までに耐震化率を9割とするためには、住宅総数約64,300戸に対して耐震性を有する住宅戸数を約57,900戸にする必要があり、新築や建替などによる自然更新のほかに耐震改修が必要な戸数は約9,300戸となります。また、多数の者が利用する建築物は総数258棟に対して耐震性を有する棟数は232棟にする必要があり、住宅と同様に耐震改修が必要な棟数は1棟となり、耐震改修及び建替の促進を図る必要があります。

表4-6 住宅の耐震化の推計（平成27年）

区分	総数	H27年耐震化率	耐震性を有する住宅	耐震性を有する住宅		耐震性が不十分な住宅
				自然更新により耐震性を有する住宅	耐震改修促進により耐震性を有する住宅	
住宅数	64,300	90.0%	57,900	48,600	9,300	6,400

住宅の耐震化の推計は「住宅・建築物の耐震化率の算定方法等について（参考）」（国土交通省）を基に算出。

表4-7 多数の者が利用する建築物（民間特定建築物）の耐震化の推計（平成27年）

区分	総数	H27年耐震化率	耐震性を有する建築物	耐震性を有する建築物		耐震性が不十分な建築物
				自然更新により耐震性を有する建築物	耐震改修促進により耐震性を有する建築物	
市内全数	258	90.0%	232	231	1	26

民間特定建築物の耐震化の推計は「住宅・建築物の耐震化率の算定方法等について（参考）」（国土交通省）を基に算出。

住宅

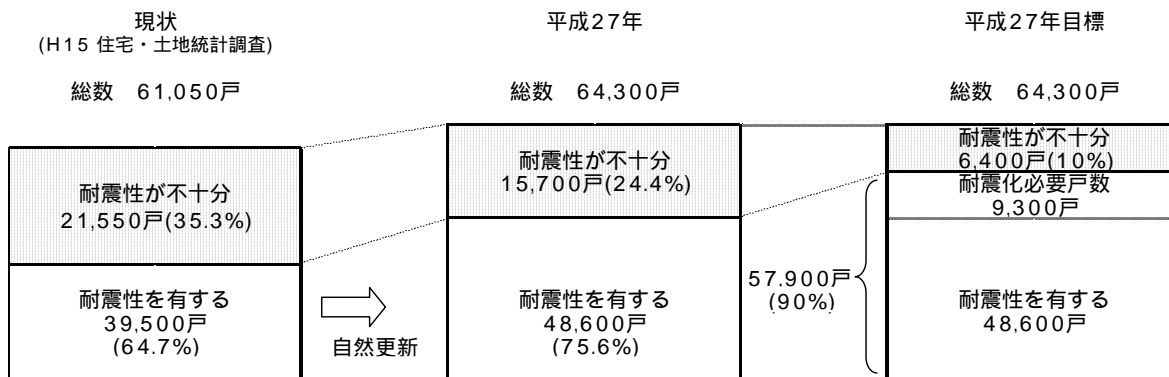


図 4 - 2 住宅の耐震化目標

多数の者が利用する建築物

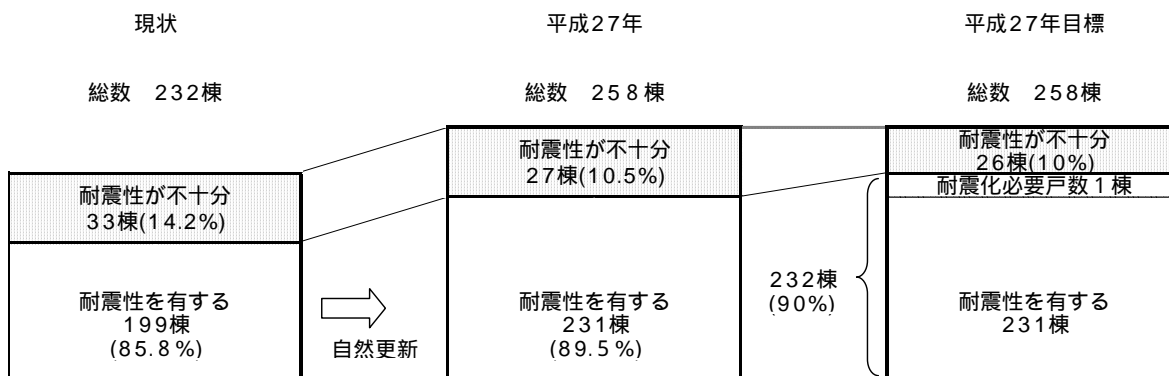


図 4 - 3 多数の者が利用する建築物の耐震化目標

5 市有建築物の耐震化目標等

災害時に、学校や体育館などは避難場所等として活用され、市役所庁舎では被害情報収集や災害対策の検討が行われるなど、多くの市有建築物が震後応急活動の拠点として活用されます。このため、平常時の利用者の安全確保のほか、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、市有建築物について耐震化に努める必要があります。

市有建築物のうち、昭和56年以前に建設された旧耐震基準のもので、耐震性が確認されていない建築物は用途や規模などを勘案し優先順位を定め、計画的に耐震診断を実施するとともに、結果の公表に取り組み、施設を利用する住民に対して耐震性能に関する周知を行います。公表の対象は、特定公共建築物とします。

今後とも継続して利用する特定公共建築物で、耐震診断の結果、耐震化の必要な建築物については個々の状況に応じて、建て替え、耐震補強など、計画的に耐震化が図られるよう努めるものとします。

第5 住宅・建築物の耐震化促進に向けた取組方針

1 耐震化に関する基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、その所有者が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが重要です。

市はこうした取組をできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じて、耐震化の促進に努めます。

2 耐震化促進に向けた各主体の役割

(1) 所有者の役割

住宅や建築物は、地域社会のなかで構成員である住民の生活基盤であり、また、企業等においては経済活動の基盤でもあります。

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全にも大きく影響することを認識し、自らの問題のみならず、地域の問題といった意識を持って、主体的に住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める必要があります。

(2) 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性が人命や財産に大きく関わることを念頭に置き、住宅・建築物の所有者や地域社会との信頼関係の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物ストックの形成に努める必要があります。

(3) 小樽市の役割

市民の安全・安心な生活環境を確保するため、相談体制の整備や情報提供など安心して耐震診断・耐震改修が行える環境整備や地震による住宅・建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などに努めます。

小樽市は北海道と連携して、住宅・建築物の耐震化促進に向けた情報提供に努めます。

多くの市民が利用する市有建築物について、計画的に耐震化に取り組みます。

3 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策の方向

小樽市は住宅・建築物の耐震化の目標達成に向け、住宅・建築物の所有者が自らの問題・地域の問題という意識を持って、地震防災対策に取り組んでいけるよう努めます。

施策の展開にあたっては、国や北海道の補助金や交付金等の活用を図り、つぎの2つの施策を基本的な柱として、効果的・効率的な実施に努めます。

安心して耐震診断・改修が行える環境整備

住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及

第6 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

1 安心して耐震診断・改修を行える環境整備

(1) 耐震診断・改修等に係る相談体制の充実

小樽市は、北海道及び建築関係団体と相互に連携し、耐震診断・改修の方法や支援制度の説明など、きめ細かな相談対応が図られるよう相談体制の充実に努めます。

また、北海道が行う、関係団体等と連携した住宅相談員研修会への参加などにより、多様な相談にも対応できるよう努めます。

(2) 耐震診断・改修等に係る情報提供の充実

相談窓口には建築物の耐震化の必要性、耐震改修の方法や支援制度の内容、日常における安全対策など記載した市民向けの地震防災関連のパンフレットを用意するとともに、小樽市ホームページや広報おたるを活用し情報提供の充実に努めます。

また、市内の建築士及び施工業者が耐震化に関する技術的な相談に応じられるよう、北海道が開催している技術者講習会の受講を奨励するとともに、「建築物の耐震診断及び耐震改修に係る技術者名簿登録・閲覧制度」の普及・啓発に努めます。

(3) 耐震診断・改修促進のための所有者への支援

住宅・建築物の耐震化は、所有者が責務として実施することが基本です。しかし、個々の住宅や建築物は連たんして都市を構成する社会資本であり、その耐震性を向上することは災害に強いまちづくりを行う上で不可欠であること、また、耐震化のための改修費用が経済的に負担になることが考えられたため、所有者に対する支援について検討します。具体的な支援策としては、戸建て住宅を対象に一般診断プログラムを活用した無料耐震診断を実施、国や北海道の補助金や交付金を活用した耐震診断・耐震改修に対する補助制度の創設などについて検討します。

(4) 地震時における住宅・建築物の総合的な安全対策の推進

これまでの地震では、建築物の倒壊等の直接的な被害のほか、窓ガラスや外壁タイルの落下、天井の崩壊、屋外広告物の転倒、エレベータ内への閉じ込めなど二次的な事故による人的被害も発生しています。

そこで本市においては、これら被害の未然防止に向けて、建築基準法第12条に

基づく定期調査・報告の機会を捉えて危険な状態にある建築物の是正の徹底に努めます。

また、住宅においてもブロック塀の倒壊や家具の転倒による被害の発生が数多く報告されていることから、被害防止の必要な措置などについて、市民への情報提供を行っていきます。

(5) 税の減額等に関する情報提供

平成18年の税制改正において、既存住宅の耐震化促進を目的とした「住宅に関する耐震改修促進税制」が創設されました。

このうち、固定資産税額の減額措置については市内の住宅の耐震改修にも適用されることから、この措置に関する情報提供に努め、耐震化の促進を図ります。

2 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発・知識の普及

(1) 地震防災マップの作成・公表

地域において発生のおそれのある地震やそれによる被害の可能性等を市民に伝えることにより、地震に対する注意喚起と防災意識の向上を図るためには、理解しやすく身近に感じられる地震防災マップを作成し、掲示することが有効です。このため、地震防災マップの基礎となる揺れやすさマップ(北海道提供)を活用し、小樽市で想定している地震による地区ごとの揺れやすさの度合いなどを小樽市ホームページ等で公表します。

(2) 地震防災対策普及パンフレット等の活用

地震防災マップの公表とあわせて、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修などの必要性や効果について普及啓発を図るため、地震防災対策のパンフレット等を活用し、相談窓口や住宅関連イベント等で配布するなど建築関係団体等と連携して、周知に努めます。

(3) 市民向けセミナー等の開催

北海道及び建築関係団体が開催するリフォームセミナーや小樽市が実施している「まち育てふれあいトーク」(出前講座)等を活用し、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の必要性、リフォームや増改築時の耐震改修の有効性についてなど、耐震化に向けた知識の普及に努めます。

(4) 町内会等との連携

地震防災対策は、地域におけるきめ細かな取り組みが重要となります。町内会等は、地域で災害時の対応など重要な役割を担っており、平時においても地域における地震時の危険箇所の点検や住宅・建築物の耐震化のための啓発活動を行うことが期待されます。今後、自主防災組織等の育成などの取り組み意識を醸成するよう努めます。

第7 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等について

1 耐震改修促進法に基づく指導等

(1) 指導等

これまで、耐震改修促進法における指導・助言の対象は学校、事務所など多数の者が利用する一定規模以上の建築物に対して行い、指示等の対象は、病院、大型店舗など不特定多数の者が利用する建築物に対して行われていたところですが、平成17年の法改正により、危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する建築物、道路を閉塞させる（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある）建築物が追加されました。

これらの建築物は、その所有者が適切に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないと耐震改修促進法第6条で規定されている「特定建築物」であり、必要な場合には耐震性能の向上について適切な措置をとるよう指導・助言、指示をする必要性が高いものです。

このようなことから、これら特定建築物の所有者に対して必要性や緊急性に応じて指導・助言を行うよう努めます。

また、耐震性能の向上について適切な措置を講じることができるよう、あらかじめ特定建築物台帳を整備し、特定建築物の耐震診断・耐震改修の的確な実施を確保するために必要があると認められるときは、所有者に対し自主的に適切な措置が講じられるよう、耐震診断・耐震改修について指導及び助言を行います。

指導及び助言は、耐震化促進リーフレットを送付するなどの啓発や、耐震化の実施に関する相談に応じる方法で行います。対象建築物は、特に学校や病院など災害時に要援護者が利用する施設や不特定多数の市民が利用する施設、災害時の拠点施設など被災時の影響を勘案して優先的に選定します。

また、必要な耐震診断・耐震改修が行われていないと認められ、指導に従わないものに対しては、特定建築物の所有者に対し指示を行います。

(2) 公表の方法

特定建築物の所有者が小樽市の指示に正当な理由なく従わず、必要な耐震診断・耐震改修が行われないなど、その利用者や周辺の住民に対しその危険性を明らかにする必要があると認められる場合は、社会的責任を果たさなかったものとしてその旨を公表します。

公表の方法は、小樽市のホームページ等を活用します。

2 建築基準法に基づく勧告等

耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策を取らなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うことができます。

小樽市においても、建築物の損傷、腐食その他劣化等を勘案し、そのまま放置すれば大きな被害が想定される場合には、必要な勧告等を行うことにより、安全性の確保に努めていきます。

3 所管行政庁との連携

建築物の耐震化を促進するためには、指導等を行うにあたり、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、その内容、実施方法を定め、効果的な実施を図っていく方法があります。

小樽市は今後、北海道と連携しながら、全道建築防災・維持保全連絡会議等の場を通じ、所管行政庁間で協議を行いながら勧告・是正命令等の書式整備、具体的な取組方針を定め、他の所管行政庁と連携を図って指導等を進めていきます。

第8 計画の推進に関する事項

1 北海道及び関係団体との連携について

小樽市は、市町村及び建築関係団体で構成する「(仮称)全道建築物等地震対策推進協議会(以下「協議会」という。)に参加し、本計画の着実な推進を図ります。

なお、協議会は、本計画に掲げた目標の進捗管理や施策に対する連携方策、市町村や建築関係団体等の取り組みの情報交換の場として定期的を開催される予定です。

2 小樽市の計画推進体制について

小樽市の今後の庁内体制として、関係部局による耐震改修促進会議を開催し、計画の推進に向けて所管する公共建築物及び民間建築物の耐震化について取り組んでいきます。